

国保からのお知らせ

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

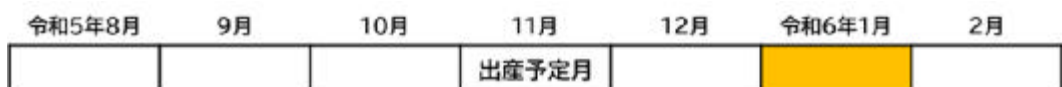
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)**相当分が軽減されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から軽減されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

対象期間

届出に必要な書類

- 1 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- 2 母子(親子)健康手帳など出産予定日や出産日が確認できる書類(多胎妊娠や親子関係を明らかにする書類等が必要な場合があります)
- 3 出産被保険者の国民健康保険被保険者証
- 4 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

届出先

坂戸市役所 健康保険課 国民健康保険係 電話:049-283-1331

